

埼玉県障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業  
補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響下で、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要な障害福祉サービスを提供する体制を構築することを目的とし、障害福祉サービス等事業所に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の対象となる事業は、次のとおりとする。

事業名	補助対象事業
感染防止対策支援事業	障害福祉サービス施設・事業所が、感染防止対策を継続的に行うため、令和3年10月1日から令和3年12月31日までの衛生用品等の購入に必要な経費に対し支援する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表1に掲げる、県内に所在する施設・事業所等を運営する法人とする。

ただし、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金及び令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業における介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業の補助金交付を受ける場合は、本事業の対象としない。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象とならない。

(1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は受入事業者の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(補助額及び対象経費)

第4条 補助額及び対象経費は、別表2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書を知事が定める期限までに提出するものとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の様式は、令和3度感染症防止対策支援事業に係る交付申請書兼実績報告書(様式1)のとおりとし、その提出部数は1部とする。
- 3 前項の申請書は、規則第13条の実績報告書を兼ねるものとする。
- 4 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- 5 第2項の補助金交付申請書には、規則第4条第2項第5号の規定による知事が定める事項に係る書類を次のとおり添付するものとする。
  - (1) 事業所・施設別申請額一覧(様式2)
  - (2) 事業所施設別個票(様式3)
  - (3) 座振替依頼書(様式4)
  - (4) その他知事が必要と認める書類ただし、埼玉県国民健康保険団体連合会のオンラインシステムを通じて申請する場合は、(3)の添付は不要とする。
- 6 第1項の申請書及び添付書類は、別に定める期日までに提出するものとする。

(交付決定通知等)

第6条 規則第7条の交付決定通知書及び同第14条の交付確定通知書の様式は、様式5のとおりとし、補助金の交付決定及び交付確定により申請書の内容のとおり請求があったものとみなす。

- 2 知事は、補助金を交付しないことを決定した場合には、様式6により通知する。

(補助金の交付方法)

第7条 知事は、原則として埼玉県国民健康保険団体連合会を通じて補助金を交付し、これによらない場合は、県から交付するものとする。

(状況報告及び是正措置等)

第8条 知事は、補助金の交付に関して必要な場合、申請者若しくは補助金の交付決定を受けた者に対して、施設・事業所等の検査又は事業活動についての報告を求めることができる。

2 知事は、前項の検査又は報告の結果、補助金の交付に疑義がある場合、必要な是正措置を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第9条 知事は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令に違反する行為があったとき。
- (2) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとするとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反する行為があったとき。
- (4) 本事業に関して県の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助金の交付確定後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第10条 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、第8条第1項又は第2項の規定による取消しについて準用する。

(交付の条件)

第11条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(6) 事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(書類の整備等)

第12条 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月22日から施行し、令和3年10月1日から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

	サービスの種別	障害福祉サービス施設・事業所等の種別
1	通所系サービス事業所	療養介護事業所 生活介護事業所 自立訓練（機能訓練）事業所 自立訓練（生活訓練）事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援 A 型事業所 就労継続支援 B 型事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 児童発達支援事業所 医療型児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所
2	障害者施設等	障害者支援施設 共同生活援助事業所 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設
3	短期入所サービス事業所	短期入所サービス事業所
4	訪問系サービス事業所	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所
5	相談系サービス事業所	計画相談支援事業所 地域移行支援事業所 地域定着支援事業所 障害児相談支援事業所

※ 利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問わない。

別表 2 (第 4 条関係)

基準単価				
分類	No	サービス名	(定員)	
通所系	1	療養介護	40 人以下	20 千円/事業所
	2		41 人~60 人	30 千円/事業所
	3		61 人以上	40 千円/事業所
	4	生活介護		14 千円/事業所
	5	自立訓練 (機能訓練)		7 千円/事業所
	6	自立訓練 (生活訓練)		7 千円/事業所
	7	就労移行支援		7 千円/事業所
	8	就労継続支援 A 型		7 千円/事業所
	9	就労継続支援 B 型		7 千円/事業所
	10	就労定着支援		3 千円/事業所
	11	自立生活援助		3 千円/事業所
	12	児童発達支援		7 千円/事業所
	13	医療型児童発達支援		7 千円/事業所
	14	放課後等デイサービス		7 千円/事業所
短期入所	15	短期入所		7 千円/事業所
入所・居住系	16	施設入所支援	40 人以下	20 千円/事業所
	17		41 人~60 人	30 千円/事業所
	18		61 人以上	40 千円/事業所
	19	共同生活援助 (介護サービス包括型)		7 千円/事業所
	20	共同生活援助 (日中サービス支援型)		7 千円/事業所
	21	共同生活援助 (外部サービス利用型)		7 千円/事業所
	22	福祉型障害児入所施設	40 人以下	20 千円/事業所
	23		41 人~60 人	30 千円/事業所
	24		61 人以上	40 千円/事業所
	25	医療型障害児入所施設	40 人以下	20 千円/事業所
	26		41 人~60 人	30 千円/事業所
27	61 人以上		40 千円/事業所	
訪問系	28	居宅介護		3 千円/事業所
	29	重度訪問介護		3 千円/事業所
	30	同行援護		3 千円/事業所
	31	行動援護		3 千円/事業所
	32	居宅訪問型児童発達支援		3 千円/事業所
	33	保育所等訪問支援		3 千円/事業所
相談系	34	計画相談支援		3 千円/事業所
	35	地域移行支援		3 千円/事業所
	36	地域定着支援		3 千円/事業所
	37	障害児相談支援		3 千円/事業所

対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染防止対策に要する備品の購入費用</li> <li>ただし消費税額及び地方消費税額を除く。</li> </ul>
補助額の算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・事業所ごとに、基準単価まで補助することができる。</li> <li>・施設・事業所ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。なお、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</li> </ul>

- ※1 対象施設・事業所については、令和3年10月から12月までの間に指定を受けている施設・事業所とし、休業中のものを含む。
- ※2 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで補助することができる。
- ※3 療養介護、施設入所支援、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の定員については、補助の申請時点で判断する。
- ※4 以下に掲げる事業所・施設であって、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金及び令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業における介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業の補助金交付を受ける場合は、本事業の対象としない。
  - ・療養介護
  - ・医療型児童発達支援
  - ・医療型障害児入所施設
  - ・居宅介護（共生型・基準該当含む）
  - ・重度訪問介護（共生型・基準該当含む）
  - ・同行援護（基準該当含む）
  - ・行動援護（基準該当含む）
  - ・生活介護（共生型・基準該当）
  - ・短期入所（共生型・基準該当）
  - ・自立訓練（機能訓練）（共生型・基準該当）
  - ・自立訓練（生活訓練）（共生型・基準該当）
  - ・児童発達支援（共生型・基準該当）
  - ・放課後等デイサービス（共生型・基準該当）

(様式1) 総括表

令和3年度障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業  
補助金交付申請書兼実績報告書

(宛先)

令和 年 月 日

埼玉県知事 大野 元裕

標記について、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号 - )			
	連絡先	電話番号		E-mail	
	代表者の職・氏名	職名		氏名	
	申請に関する担当者	職名		氏名	

申請内容

障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業		事業所・施設数	申請額
通所系	1	療養介護（定員40人以下）	0 か所 0 円
	2	療養介護（定員41人～60人）	0 か所 0 円
	3	療養介護（定員61人以上）	0 か所 0 円
	4	生活介護	0 か所 0 円
	5	自立訓練（機能訓練）	0 か所 0 円
	6	自立訓練（生活訓練）	0 か所 0 円
	7	就労移行支援	0 か所 0 円
	8	就労継続支援A型	0 か所 0 円
	9	就労継続支援B型	0 か所 0 円
	10	就労定着支援	0 か所 0 円
	11	自立生活援助	0 か所 0 円
	12	児童発達支援	0 か所 0 円
	13	医療型児童発達支援	0 か所 0 円
	14	放課後等デイサービス	0 か所 0 円
小計		0 か所	0 円
短期入所	15	短期入所	0 か所 0 円
小計		0 か所	0 円
入所・居住系	16	施設入所支援（定員40人以下）	0 か所 0 円
	17	施設入所支援（定員41人～60人）	0 か所 0 円
	18	施設入所支援（定員61人以上）	0 か所 0 円
	19	共同生活援助（介護サービス包括型）	0 か所 0 円
	20	共同生活援助（日中サービス支援型）	0 か所 0 円
	21	共同生活援助（外部サービス利用型）	0 か所 0 円
	22	福祉型障害児入所施設（定員40人以下）	0 か所 0 円
	23	福祉型障害児入所施設（定員41人～60人）	0 か所 0 円
	24	福祉型障害児入所施設（定員61人以上）	0 か所 0 円
25	医療型障害児入所施設（定員40人以下）	0 か所 0 円	
26	医療型障害児入所施設（定員41人～60人）	0 か所 0 円	
27	医療型障害児入所施設（定員61人以上）	0 か所 0 円	
小計		0 か所	0 円

障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業		事業所・施設数	申請額	
訪問系	28	居宅介護	0 か所	0 円
	29	重度訪問介護	0 か所	0 円
	30	同行援護	0 か所	0 円
	31	行動援護	0 か所	0 円
	32	居宅訪問型児童発達支援	0 か所	0 円
	33	保育所等訪問支援	0 か所	0 円
小 計		0 か所	0 円	
相談系	34	計画相談支援	0 か所	0 円
	35	地域移行支援	0 か所	0 円
	36	地域定着支援	0 か所	0 円
	37	障害児相談支援	0 か所	0 円
小 計		0 か所	0 円	
合 計		0 か所	0 円	

注意事項 ※内容を確認の上、確認した場合はチェックを入れてください。

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員が代表者、構成員である団体は補助金を申請できま

申請内容に虚偽が判明した場合は、当該補助金の返納に加え、規則に定める加算金及び延滞金を県に納付します。



(様式3) 事業所・施設別個票

事業所・施設 の 状 況	フリガナ				事業所番号
	事業所・施設の名称				
	サービス種別			定員	人
	事業所・施設の所在地	(郵便番号 - )			※定員は療養介護、施設入所支援、障害児入所施設のみ記載
	連絡先	電話番号		E-mail	
	管理者の氏名				

<積算内訳>

品目(マスク等)	所要額(円)	基準単価	円	所要額	円
		数量等			
合計(①)	0				

誓約事項

<p>以下に掲げる施設・事業所について、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の交付を受けていない。又は以下に掲げる施設・事業所ではない。</p> <p>・医療機関である療養介護事業所      ・医療機関である医療型児童発達支援事業所      ・医療機関である医療型障害児入所施設</p> <p>以下に掲げる施設・事業所について、令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業における介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業の助成金交付を受けていない。又は以下に掲げる施設・事業所ではない。</p> <p>(1) 介護保険サービスの事業所指定を受けている以下の事業所</p> <p>・居宅介護(共生型・基準該当を含む)      ・重度訪問介護(共生型・基準該当を含む)      ・同行援護(基準該当を含む)      ・行動援護(基準該当を含む)</p> <p>(2) 共生型又は基準該当である以下の事業所</p> <p>・生活介護(共生型・基準該当)      ・短期入所(共生型・基準該当)      ・自立訓練(機能訓練)(共生型・基準該当)      ・自立訓練(生活訓練)(共生型・基準該当)      ・児童発達支援(共生型・基準該当)      ・放課後等デイサービス(共生型・基準該当)</p>
<p>この補助事業と対象経費を重複して、他の助成金を受けていない。</p>
<p>この補助事業に係る収入及び支出等に係る証拠書類を適切に整備保管する。</p>
<p>サービス種別・申請金額等の申請内容に相違ない。</p>

口座情報

<p>国保連合会に登録されている口座情報を本事業の振込に使用することに同意する</p>	<p>本事業は原則、国保連合会のシステムを活用した補助金の交付を予定しています。(債権譲渡がある場合等を除く)</p>
<p>国保連合会に登録されている口座は債権譲渡されていない</p>	<p>債権譲渡されていない場合は、左欄に○を入れて下さい。 ※債権譲渡されている場合、都道府県に申請して下さい。</p>

(様式3)事業所・施設別個票

事業所・施設 の 状 況	フリガナ				事業所番号
	事業所・施設の名称				
	サービス種別			定員	人
	事業所・施設の所在地	(郵便番号 - )		※定員は療養介護、施設入所支援、障害児入所施設のみ記載	
	連絡先	電話番号		E-mail	
	管理者の氏名				

<積算内訳>

品目(マスク等)	所要額(円)	数量等	
		基準単価	円
合計①	0		

誓約事項

<p>以下に掲げる施設・事業所について、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の交付を受けていない。又は以下に掲げる施設・事業所ではない。</p> <p>・医療機関である療養介護事業所      ・医療機関である医療型児童発達支援事業所      ・医療機関である医療型障害児入所施設</p> <p>以下に掲げる施設・事業所について、令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業における介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業の助成金交付を受けていない。又は以下に掲げる施設・事業所ではない。</p> <p>(1) 介護保険サービスの事業所指定を受けている以下の事業所</p> <p>・居宅介護(共生型・基準該当を含む)      ・重度訪問介護(共生型・基準該当を含む)      ・同行援護(基準該当を含む)      ・行動援護(基準該当を含む)</p> <p>(2) 共生型又は基準該当である以下の事業所</p> <p>・生活介護(共生型・基準該当)      ・短期入所(共生型・基準該当)      ・自立訓練(機能訓練)(共生型・基準該当)      ・自立訓練(生活訓練)(共生型・基準該当)      ・児童発達支援(共生型・基準該当)      ・放課後等デイサービス(共生型・基準該当)</p>
この補助事業と対象経費を重複して、他の助成金を受けていない。
この補助事業に係る収入及び支出等に係る証拠書類を適切に整備保管する。
サービス種別・申請金額等の申請内容に相違ない。

## 口座振替依頼書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

法人所在地

法人名

代表者

役職・氏名

埼玉県障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業補助金について、下記の口座に口座振替の方法により支払われたく請求します。

### 記

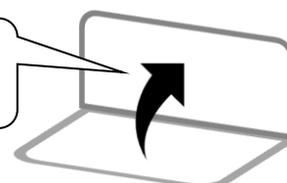
金融機関名 及び支店名	銀行 信用金庫 農協	支店 出張所 支所
	支店コード	
口座の種別	普通・当座（いずれかに○をつける）	
口座番号		
カナ名義		
口座名義		

ゆうちょ銀行	店番
口座番号	
カナ名義	
口座名義	

※ 振込先口座の通帳見開き部分（金融機関名・コード、支店名・コード、預金種別、口座番号・口座名義（カナ）が記載されている部分）の写しを添付してください。

※ ゆうちょ銀行の場合は、「記号・番号」ではなく、「店番・口座番号」を記入。その際の、口座番号(7桁)は、「番号」の最後の「1」を削除したものとなります。

※ 当該口座の預金通帳の写し（金融機関の名称、口座番号、名義人が記載されている通帳の先頭の見開きページ）を添付してください。



様式5（第6条関係）

障支 第 号  
令和 年 月 日

申請者 様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

埼玉県障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業補助金  
交付決定兼交付確定通知書

埼玉県障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第7条及び同第14条並びに埼玉県障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付決定額 別紙のとおり
- 2 補助金の支払方法  
口座振替
- 3 留意事項
  - （1）徴取した受領書は、本事業に係る証拠書類とともに、受領日の属する会計年度の翌年度から5年間保管してください。
  - （2）交付決定後に補助対象でない事実や不正が明らかになった場合、交付決定を取り消すことがあります。また、補助金の支払後の場合、返還を求めることがあります。

様式6（第6条関係）

障支 第 号  
令和 年 月 日

申請者 様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

埼玉県障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業補助金  
不交付決定通知書

埼玉県障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業補助金については、下記のとおり交付しないことを決定します。

記

不交付の理由